オリエンタルモーター株式会社

　　　　　 支店／営業所

　　　　　　　　　　　　　　行

　FAX:

安全保障輸出管理　規制貨物・技術該非説明書発行依頼書

ご依頼日　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ご依頼元情報**↓太字内オリエンタルモーター記入** | 　貴社名 |   |
| 　ご依頼者 | ご所属　　　　　　　　　　　　　　 　　　フリガナ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 お名前　 |
| 　ご住所　ご連絡先 |  〒  TEL　　　　　　　　　　　　　　　　FAX |
| 発行文書宛先名\*正式社名 |   |
| 　文書送付情報 |  □郵送（ご依頼元と同じご住所） |
|  □郵送（ご依頼元と異なるご住所） ご社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　フリガナ ご所属　　　　　　　　　　　　　　　　　　　お名前 〒  TEL　　　　　　　　　　　　　　　　FAX |
| 　必要文書名 |  □輸出貿易管理令別表第１該非説明書/外為令別表該非説明書 □米国再輸出規制(EAR)該非説明書  |
| 　使用目的　※選択 |  □通関手続用   |  輸出相手国 |  |
|  最終ﾕｰｻﾞｰ名 |  |
|  最終用途 ※装置一般名称 |  |
|  □社内管理用 ※判定表には、｢輸出先未定で参考資料として提出します｣と記します。 |
| 品　　名＊オリエンタルモーター型式 | モーター部\*ユニット品は単体部品名も記入 | 制御回路部 / 他 |
|   |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 当社製品購入先＊販売店、営業所名 |   | その他＊連絡等 |   |
| 文書ご希望納期 |   | 部数 |   |  \*発行に１週間程度かかる場合があります。　余裕を持ってご依頼願います。 |

**(該非判定について)**

**・**モーター回路等、製品に関する判定は、輸出貿易管理令別表第１によって判定します。

　　　プログラムソフト製品等、技術輸出に関する判定は、外国為替令別表によって判定します。

　　・米国再輸出規制(EAR)に関する説明が必要な場合は、必要書類欄にチェックしてください。見解を追加します。

　　・輸出貿易管理令別表第２など、明らかに当社製品と関連のない事項については、判定いたしません。

　　・輸出貿易管理令別表第１　第16項補完的輸出規制の判定について(補足)

　　　第16項補完的輸出規制では、電気部品・機械部品等すべてが対象貨物の範囲に該当となるため、当社製品もすべて該当となります。ただ

　　　し、実際の規制は、お客様で兵器開発等に利用されるという情報を得たり、経済産業省からの通知を受けた場合にのみ輸出許可が必要にな

　　　ります。詳細は経済産業省のホームページでご確認ください。

　　　当社の該非説明書には、16項の対象となることおよび、関税定率法別表の貨物の分類を記載します。　オリエンタルモーター

　　・回答は当社書式で提出させていただきます。　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　輸出管理担当

　　　 ＯＭ担当　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 受付　 　 承認

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 |  |  |  |  |

 　書類の流れ　お客様(販売店様)→ＯＭ担当営業→輸出管理担当